

第76回 税理士試験

〔 住 民 税 〕

解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z－76－ I 〔第一問〕 解 答

問 1 （25点）

道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ次の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者（道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。）
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

(1)について

- 1 利子割（法24①五、25の2） **〔3〕**
 - (1) 利子割の納税義務者は、利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人である。
 - (2) 道府県は、非居住者が支払を受ける利子等については、利子割を課することができない。
- 2 配当割（法24①六、法附則35の2の5） **〔3〕**
 - (1) 配当割の納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人でその特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものである。
 - (2) 源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納税義務者は、源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける個人で、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するものである。
- 3 株式等譲渡所得割（法24①七） **〔2〕**

株式等譲渡所得割の納税義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で、その特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するものである。

(2)について（法71の6、71の28、71の49、法附則35の2の5） **〔2〕**

利子割、配当割、株式等譲渡所得割の税率は、5％である。

(3)について（法71の9、71の10、71の30、71の31、71の50、71の51、法附則35の2の5） **〔10〕**

- 1 道府県は、利子割、配当割、株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。
- 2 道府県は、利子割、配当割、株式等譲渡所得割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、それぞれ、次に掲げる者をその道府県の条例で特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。
 - (1) 利子割 … 利子等の支払又はその取扱者で道府県内に営業所等を有するもの
 - (2) 配当割 … 特定配当等の支払を受けるべき日（源泉徴収選択口座内配当等については、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日）現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等（源泉徴収選択口座内配当等）の支払をする者
- (3) 株式等譲渡所得割
 - … 源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等で、納税義務者である個人に対して特定株式等譲渡対価等の支払をするもの
- 3 利子割、配当割の特別徴収義務者は、利子等又は特定配当等の支払の際、その利子等又は特定配当等について利子割又は配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日（源泉徴収選択口座内配当等については、その徴収の日の属する年の翌年1月10日）までに、その徴収すべき利子割又は配当割に係る納入申告書を道府県知事

に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。

なお、特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割額を計算する場合には、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から特定口座内保管上場株式等の譲渡損失の金額を控除した残額を特定配当等の額とみなす。

また、源泉徴収選択口座内配当等について徴収した配当割額が納入すべき配当割額を超えるとときは、特別徴収義務者は、その超える部分の金額を還付しなければならない。

- 4 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、その年中に行われた対象譲渡等により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、その特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、その徴収すべき株式等譲渡所得割に係る納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。

また、対象譲渡等により、源泉徴収口座内通算所得金額が、源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない部分の金額に係る株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(4)について（法37の4、314の9） 5

- 1 道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が、前年分の所得税の確定申告書に記載した特定配当等の額について配当割額を課された場合又は前年分の所得税の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、その配当割額又は株式等譲渡所得割額につき、道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3相当額を、その者の外国税額控除までの税額控除適用後の所得割の額から控除する。
- 2 上記1により控除しきれなかった金額があるときは、市町村は、これを還付し又はその納税義務者のその年度分の住民税若しくは未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

問 2 （25点）

個人の市町村民税の非課税措置（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）について、その意義及び概要を述べなさい。ただし、非課税所得について述べる必要はない。

1 意 義 ③

住民税は、地域住民が行政サービス等に要する費用を負担するものであるが、担税力又は社会的立場を考慮して、所定の要件に該当する者に対しては非課税措置を講ずることとしている。

2 均等割及び所得割の非課税（法295①、②） ⑥

(1) 市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(2) 分離課税に係る所得割につき上記(1)の規定を適用する場合に、その者が上記(1)①に該当するかどうかの判定は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況により行う。

3 均等割の非課税（295③、令47の3） ⑥

市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

(1) 市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

基本額として

※1

※2

加算額として

×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1)+10万円+

定める一定金額

定める一定金額

※1 年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

※2 その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

(2) 上記(1)の基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

4 所得割の特例（法附3の3）

(1) 所得割の非課税 ⑤

市町村は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

※1

※2

35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1)+10万円+32万円

※1 年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

※2 その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

(2) 所得割の調整 ⑤

市町村は、当分の間、上記(1)の非課税基準額が、その者の前年の課税標準の合計額から税額控除後の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、次に掲げる金額をその者のこの規定適用前の市町村民税の所得割の額から控除する。

その超えること

×

税額控除後の市町村民税の所得割の額

となる金額

税額控除後の道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z－76－ I 〔第二問〕 解 答

○甲及び甲の家族の税額 (単位：円)

氏 名	令和8年度分として 納付すべき税額の合計額	令和8年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	450,500	179,600	270,900	2
甲の妻	117,500	46,400	71,100	2
甲の長男	61,500	24,000	37,500	2
甲の姉	227,000	90,200	136,800	2
甲の兄	667,000	266,200	400,800	2
甲の父	170,300	67,300	103,000	2
甲の祖母	0	0	0	

氏 名	特別徴収された令和7年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和7年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和7年度分の個人住民税額の内訳 ※令和7年中の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	2,950	2,950	0	1
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	800	800	0	
甲の姉	44,000	17,600	26,400	2
甲の兄	0	0	0	
甲の父	13,900	13,900	0	1
甲の祖母	0	0	0	

○計算過程

甲				
I 各種所得の金額				
給 与 所 得	6,055,000	※ $7,950,000 - 1,895,000 = 6,055,000$ ※ $7,950,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,895,000$		
譲 渡 所 得 (分 離 短 期)	850,000	$4,000,000 - (2,250,000 + 900,000) = 850,000$		
利 子 所 得	0	利子割が課税されるため所得割課税除外 【利子割額】 $59,000 \times 5\% = 2,950$ (A県) (注) サマージャンボ宝くじの当選金は非課税		
II 課 税 標 準				
総 所 得 金 額	2 6,055,000			
短期譲渡所得の金額	850,000			
		$6,905,000 > 350,000 \times (2 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,470,000$		
合 計	6,905,000			∴ 所得割課税

Ⅲ 所得控除		
社会保険料控除	920, 000	
生命保険料控除	126, 500	(1) 旧一般 $14, 000 \leq 15, 000 \quad \therefore 14, 000$ (2) 新一般 $12, 000 + (13, 000 - 12, 000) \times 1/2 = 12, 500$ (3) (1)+(2)=26, 500 $\leq 28, 000 \quad \therefore 26, 500$
地震保険料控除	125, 000	$82, 000 \times 1/2 = 41, 000 > 25, 000 \quad \therefore 25, 000$
医療費控除	128, 000	$40, 000 - 12, 000 = 28, 000$ ※ 人間ドックの受診費用、インフルエンザ予防接種費用は対象外
障害者控除	1260, 000	三男
扶養控除	330, 000	330, 000 (次男) ※ 三男は16歳未満であるため非該当
特定親族特別控除	2310, 000	$630, 000 - 320, 000 = 310, 000$ ※ (1, 046, 000 - 840, 001) $\times 2 = 411, 998 \rightarrow 320, 000$
基礎控除	430, 000	$6, 905, 000 \leq 24, 000, 000 \quad \therefore 430, 000$
合計	2, 329, 500	
Ⅳ 課税所得金額		
課税総所得金額	3, 725, 000	$6, 055, 000 - 2, 329, 500 = 3, 725, 500 \rightarrow 3, 725, 000$ (千円未満切捨)
課税短期譲渡所得金額	850, 000	
Ⅴ 所得割額		
A 県民税	178, 600	1. 算出所得割額
B 市民税	267, 900	(1) 課総 $3, 725, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 149, 000 \\ 6 \% = 223, 500 \end{cases}$ (2) 課短 $850, 000 \times \begin{cases} 3. 6 \% = 30, 600 \\ 5. 4 \% = 45, 900 \end{cases}$ (3) (1)+(2)= $\begin{cases} 179, 600 \\ 269, 400 \end{cases}$ 2. 調整控除額 $2, 000, 000 < 3, 725, 000$ $50, 000 + 10, 000 + 50, 000 - (3, 725, 000 - 2, 000, 000) < 50, 000$ $\therefore 50, 000$ $50, 000 \times \begin{cases} 2 \% = 1, 000 \\ 3 \% = 1, 500 \end{cases}$ 3. 1 - 2= $\begin{cases} 178, 600 \\ 267, 900 \end{cases}$
Ⅵ 均等割額		
A 県民税	1, 000	
B 市民税	3, 000	
Ⅶ 納付税額		
A 県民税	179, 600	$V + VI = \begin{cases} 179, 600 \text{ (県)} \\ 270, 900 \text{ (市)} \end{cases}$
B 市民税	270, 900	

甲の妻			
I	各種所得の金額		
	給与所得	1,728,800	$\begin{aligned} & \times \\ & 2,584,000 - 855,200 = 1,728,800 \\ & \times \quad 2,584,000 \times 30\% + 80,000 = 855,200 \end{aligned}$
	雑所得	169,000	$190,000 - 21,000 = 169,000$
II	課税標準		
	総所得金額	2 1,897,800	$\begin{aligned} & 1,728,800 + 169,000 = 1,897,800 \\ & 1,897,800 > 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割課税} \end{aligned}$
III	所得控除		
	社会保険料控除	290,000	
	生命保険料控除	17,500	$12,000 + (23,000 - 12,000) \times 1/2 = 17,500$
	基礎控除	430,000	$1,897,800 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
	合計	737,500	
IV	課税所得金額		
	課税総所得金額	1,160,000	$1,897,800 - 737,500 = 1,160,300 \rightarrow 1,160,000$ （千円未満切捨）
V	所得割額		
	A 県民税	45,400	1. 算出所得割額
	B 市民税	68,100	$1,160,000 \times \begin{cases} 4\% = 46,400 \\ 6\% = 69,600 \end{cases}$
			2. 調整控除
			$1,160,000 \leq 2,000,000$
			$50,000 < 1,160,000 \quad \therefore 50,000$
			$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases}$
			3. $1 - 2 = \begin{cases} 45,400 \\ 68,100 \end{cases}$
VI	均等割額		
	A 県民税	1,000	
	B 市民税	3,000	
VII	納付税額		
	A 県民税	46,400	$V + VI = \begin{cases} 46,400 \\ 71,100 \end{cases}$
	B 市民税	71,100	

甲の長男			
I 各種所得の金額			
給与所得	1,030,000	$\begin{aligned} & \times \\ & 1,680,000 - 650,000 = 1,030,000 \\ & \times \quad 1,680,000 \leq 1,900,000 \quad \therefore 650,000 \end{aligned}$	
配当所得	0		
(申告分離)	16,000	【配当割額】	
		$16,000 \times 5 \% = 800$	
II 課税標準			
総所得金額	1,030,000		
上場株式等に係る			
配当所得等の金額	16,000	$1,046,000 > 350,000 + 100,000 = 450,000$	$\therefore \text{所得割課税}$
合計	1,046,000		
III 所得控除			
基礎控除	430,000	$1,046,000 \leq 24,000,000$	$\therefore 430,000$
IV 課税所得金額			
課税総所得金額	600,000	$1,030,000 - 430,000 = 600,000$	
上場株式等に係る			
課税配当所得等の金額	16,000		
V 所得割額			
A 県民税	23,000	1. 算出所得割額	
B 市民税	34,500	(1) 課総	
		$600,000 \times \begin{cases} 4 \% = 24,000 \\ 6 \% = 36,000 \end{cases}$	
		(2) 上配	
		$16,000 \times \begin{cases} 2 \% = 320 \\ 3 \% = 480 \end{cases}$	
		(3) (1)+(2)=	$\begin{cases} 24,320 \\ 36,480 \end{cases}$
		2. 調整控除	
		$600,000 \leq 2,000,000$	
		$50,000 < 600,000$	$\therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{cases}$	
		3. 配当割額控除	
		$800 \times \begin{bmatrix} \begin{cases} 2/5 = 320 \\ 3/5 = 480 \end{cases} \end{bmatrix}$	$\boxed{1}$
		4. $1 - 2 - 3 =$	$\begin{cases} 23,000 \\ 34,500 \end{cases}$
VI 均等割額			
A 県民税	1,000		
B 市民税	3,000		

Ⅶ 納 付 税 額			
A 県 民 税	24, 000	$V + VI = \begin{cases} 24, 000 \\ 37, 500 \end{cases}$	
B 市 民 税	37, 500		
甲の姉			
Ⅰ 各種所得の金額			
給 与 所 得	23, 569, 600	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & 5, 012, 000 - 1, 442, 400 = 3, 569, 600 \\ & \text{※} \quad 5, 012, 000 \times 20\% + 440, 000 = 1, 442, 400 \end{aligned}$	
退 職 所 得	0	分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外	
		【分離課税に係る所得割額】	
		$\begin{aligned} & \text{※} \\ & (13, 080, 000 - 12, 200, 000) \times 1/2 = 440, 000 \\ & \text{※} \quad H12. 4. 1 \sim R 7. 9. 31 \rightarrow 26\text{年} \text{（1 年未満切上）} \\ & 8, 000, 000 + 700, 000 \times (26\text{年} - 20\text{年}) = 12, 200, 000 \\ & 440, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 17, 600 \text{（A 県）} \\ 6 \% = 26, 400 \text{（B 市）} \end{cases} \end{aligned}$	
譲 渡 所 得		(1)① 絵 画（総短）	
(総 合 短 期)	21, 000	$1, 250, 000 - (640, 000 + 12, 000) = 598, 000$	
		② 骨董品（総短）	
		$480, 000 - (550, 000 + 27, 000) = \triangle 97, 000$	
		③ ① + ② = 501, 000	
		※ 書画の譲渡益は非課税	
		(2) $501, 000 - 500, 000 = 1, 000$	
Ⅱ 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	3, 570, 600	$3, 569, 600 + 1, 000 = 3, 570, 600$	
		$3, 570, 600 > 350, 000 \times (1 + 1) + 100, 000 + 320, 000 = 1, 120, 000$	∴ 所得割課税
Ⅲ 所 得 控 除			
社会保険料控除	110, 000		
生命保険料控除	114, 000	$12, 000 + (16, 000 - 12, 000) \times 1/2 = 14, 000$	
医 療 費 控 除	150, 000	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & (200, 000 - 200, 000 \times 1/4) - 100, 000 = 50, 000 \\ & \text{※} \quad 3, 570, 600 \times 5 \% > 100, 000 \quad \therefore 100, 000 \end{aligned}$	
寡 婦 控 除	1260, 000	死別、 $3, 570, 600 \leq 5, 000, 000$ ∴ 該当	
扶 養 控 除	1450, 000	$430, 200 \leq 580, 000$ ∴ 同居直系尊属（甲の祖母）	
基 礎 控 除	430, 000	$3, 570, 600 \leq 24, 000, 000$ ∴ 430, 000	
合 計	1, 314, 000		
Ⅳ 課 税 所 得 金 額			
課税総所得金額	2, 256, 000	$3, 570, 600 - 1, 314, 000 = 2, 256, 600 \rightarrow 2, 256, 000$ （千円未満切捨）	
Ⅴ 所 得 割 額			
A 県 民 税	89, 240	1. 算出所得割額	
B 市 民 税	133, 860	$2, 256, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 90, 240 \\ 6 \% = 135, 360 \end{cases}$	

2. 調整控除		
$2,256,000 > 2,000,000$		
$50,000 + 10,000 + 130,000 - (2,256,000 - 2,000,000) < 50,000$		
$\therefore 50,000$		
$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{cases}$		
3. $1 - 2 = \begin{cases} 89,240 \\ 133,860 \end{cases}$		
VI 均 等 割 額		
A 県 民 税	1,000	
B 市 民 税	3,000	
VII 納 付 税 額		
A 県 民 税	90,200	$V + VI = \begin{cases} 90,240 \rightarrow 90,200 \text{ (百円未満切捨)} \\ 136,860 \rightarrow 136,800 \text{ (百円未満切捨)} \end{cases}$
B 市 民 税	136,800	
甲の兄		
I 各 種 所 得 の 金 額		
事 業 所 得	9,875,000	$16,930,000 - 6,405,000 - 650,000 = 9,875,000$
※ 甲の兄の妻に対する給与は必要経費に含まれているものとして解答しているが、別途必要経費に計上する別解も考えられる。		
II 課 税 標 準		
総 所 得 金 額	9,875,000	
$9,875,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,120,000$		
$\therefore$ 所得割課税		
III 所 得 控 除		
社会保険料控除	1,920,000	
小規模企業共済等		
掛 金 控 除	540,000	
扶 養 控 除	330,000	甲の兄の長女
基 礎 控 除	430,000	$9,875,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合 計	13,220,000	
IV 課 税 所 得 金 額		
課税総所得金額	6,655,000	$9,875,000 - 3,220,000 = 6,655,000$
V 所 得 割 額		
A 県 民 税	265,200	1. 算出所得割額
B 市 民 税	397,800	
$6,655,000 \times \begin{cases} 4 \% = 266,200 \\ 6 \% = 399,300 \end{cases}$		
2. 調整控除		
$6,655,000 > 2,000,000$		
$50,000 + 50,000 - (6,655,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$		
$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{cases}$		
3. $1 - 2 = \begin{cases} 265,200 \\ 397,800 \end{cases}$		

VI 均 等 割 額			
A 県 民 税	1, 000		
B 市 民 税	3, 000		
VII 納 付 税 額			
A 県 民 税	266, 200	$V + VI = \begin{cases} 266, 200 \\ 400, 800 \end{cases}$	
B 市 民 税	400, 800		
甲の父			
I 各 種 所 得 の 金 額			
雑 所 得	2 1, 730, 000	※ $2, 830, 000 - 1, 100, 000 = 1, 730, 000$ ※ $240, 000 - 614, 000 = \triangle 374, 000$ （純損失） $2, 664, 000 + 278, 000 = 2, 942, 000 \leq 10, 000, 000$ $2, 830, 000 \leq 3, 300, 000 \quad \therefore 1, 100, 000$	
山 林 所 得	2 $\triangle 614, 000$	※ $3, 130, 000 - 3, 744, 000 = \triangle 614, 000$ ※ $3, 130, 000 - 3, 744, 000 < 0 \quad \therefore 0 \times 50\% + 3, 744, 000 = 3, 744, 000$	
譲 渡 所 得 (分離長期・優良)	2, 664, 000	$5, 900, 000 - (2, 320, 000 + 916, 000) = 2, 664, 000$	
配 当 所 得 (総 合 課 税)	240, 000		
(申 告 分 離)	278, 000	【配当割額】 $278, 000 \times 5 \% = 13, 900$ （A県）	
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	1, 356, 000	$(1, 730, 000 + 240, 000) - 614, 000 = 1, 356, 000$ （損益通算 2 ）	
長期譲渡所得の金額	2, 664, 000		
上場株式等に係る			
配当所得等の金額	278, 000	$4, 298, 000 > 350, 000 + 100, 000 = 450, 000 \quad \therefore$ 所得割課税	
合 計	4, 298, 000		
III 所 得 控 除			
社会保険料控除	200, 000		
生命保険料控除	35, 000	$71, 000 > 70, 000 \quad \therefore 35, 000$	
医 療 費 控 除	0	$160, 000 - 160, 000 = 0 \quad \therefore 0$	
基 礎 控 除	430, 000	$4, 298, 000 \leq 24, 000, 000 \quad \therefore 430, 000$	
合 計	1 665, 000		
IV 課 税 所 得 金 額			
課税総所得金額	691, 000	$1, 356, 000 - 665, 000 = 691, 000$	
課税長期譲渡所得金額	2, 664, 000		
上 場 株 式 等 に 係 る			
課税配当所得等の金額	278, 000		
V 所 得 割 額			
A 県 民 税	66, 384	1. 算出所得割額	
B 市 民 税	100, 056	(1) 課総	
		$691, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 27, 640 \\ 6 \% = 41, 460 \end{cases}$	

(2) 課長 (税率 2)		
$2,664,000 \times \begin{cases} 1.6\% = 42,624 \\ 2.4\% = 63,936 \end{cases}$		
(3) 課配		
$278,000 \times \begin{cases} 2\% = 5,560 \\ 3\% = 8,340 \end{cases}$		
(4) (1)+(2)+(3) = $\begin{cases} 75,824 \\ 113,736 \end{cases}$		
2. 調整控除額		
$691,000 \leq 2,000,000$		
$50,000 < 691,000 \quad \therefore 50,000$		
$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases}$		
3. 配当控除		
$240,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 2,880 \\ 1.6\% = 3,840 \end{cases} \Big] \text{ 2 }$		
4. 配当割額控除		
$13,900 \times \begin{cases} 2/5 = 5,560 \\ 3/5 = 8,340 \end{cases} \Big] \text{ 1 }$		
5. $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 66,384 \\ 100,056 \end{cases}$		
VI 均 等 割 額		
A 県 民 税	1,000	
B 市 民 税	3,000	
VII 納 付 税 額		
A 県 民 税	67,300	$V + VI = \begin{cases} 67,384 \rightarrow 67,300 \text{ (百円未満切捨)} \\ 103,056 \rightarrow 103,000 \text{ (百円未満切捨)} \end{cases}$
B 市 民 税	103,000	
甲の祖母		
A 県 民 税	0	$1,530,200 - 1,100,000 = 430,200$ (雑所得)
B 市 民 税	0	$430,200 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{所得割非課税}$
		$430,200 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{均等割非課税} \Big] \text{ 2 }$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

住民税受験者の皆さん、本試験お疲れさまでした。

まずは、暑い中、沢山の不安な気持ちの中で試験会場まで足を運んだ自分をしっかり労いましょう。

また、勉強を応援してくれている、家族、仲間にも感謝の気持ちを忘れずに。

私は最後まで頑張ってくれた皆さんをととても誇らしく思います。皆さんが積み重ねてきた努力に相応しい結果になることを心から祈っています。

さて、今回の本試験問題は、理論については大方予想通りの出題でした。

計算がとても分量の多い問題だったので、完答は難しかったと思いますが、2 題ともある程度精度の高い回答をできたかということが合否を分けるポイントの一つになると考えています。

また、計算については比較的難易度の低い問題ではありますが、ボリューム的には多めでした。皆さんはT A C の直前対策で難易度の高い答練を解いてきたので今回の本試験は問題なく対応できたのではないのでしょうか？

計算はできる限りミスなく 1 人でも多くの納税者の税額を合わせる事。その上で、理論については、問 1、問 2 とも万遍なく回答すること。

これが今回の合否のポイントということになります。

●合格ライン

〔第一問〕

第一問については、問 1 も問 2 も、過去の出題と類似した問題となっており、十分な対策をしていた論点でした。

以上を踏まえ、第一問の合格ラインは、問 1 で18点、問 2 で18点、合計36点と予想します。

〔第二問〕

第二問は、ボリュームは多いものの難易度も比較的平易であったため、合格ラインは高いと思われます。

第二問の合格ラインは、42～44点と予想されます。

合格ラインは、第一問が36点前後、第二問が42点前後、合計78点前後となると思われる。
合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が46点前後、合計86点前後になると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
78 点以上	－	次の科目に進みましょう。
51 点～77 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等で基本項目の再確認を行いましょ
50 点以下	－	う。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。